

訪問介護重要事項説明書



株式会社アースシルバープランニング

ヘルパーステーション そら

事業所番号 2774402354

TEL 06-4255-6167

大阪市城東区関目2-12-34

重要事項説明書 (訪問介護用)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第26号)」の規定に基づき、 指定訪問介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するも のです。

1 指定訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 アースシルバープランニング
代表者氏名	代表取締役 松崎 暁志
	大阪市城東区関目2丁目12番34号
(連絡先及び電話番号等) TEL:06-4255-6167 FAX:06-4255-6168	
法人設立年月日	平成 22 年 7 月 20 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ヘルパーステーションそら		
介護保険指定事業者番号	大阪市指定 2774402354		
事業所所在地	大阪市城東区関目2丁目12番34号		
連 絡 先	TEL:06-4255-6167 / FAX:06-4255-6168		
相談担当者名	相談担当者 : 伏井 初美		
事業所の通常の	大阪市城東区・都島区・鶴見区		
事業の実施地域	入		

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問介護事業「ヘルパーステーションそら」の円滑な運営を図ると共に、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護の提供を確保することを目的とする。		
運営の方針	事業者が実施する事業は利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように身体介護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 他、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第26号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。		

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日~土曜日 *12 月 29 日~1 月 3 日を除く	
営	業時	間	午前9時~午後6時	

(4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提 供 日	月曜日~土曜日 *12月 29日~1月 3日を除く
サービス提供時間	午前9時~午後6時

(5)事業所の職員体制

管理者	伏井 初美	
-----	-------	--

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を 行います。	常 勤 1 名 以上
サービス提供責任者	 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。 訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ます。 利用者へ訪問介護計画を交付します。 指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。 	常 勤 2 名 以上 非常勤 0 名
訪問介護員	 1 訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービスを提供します。 2 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。 3 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 4 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。 	常 勤 1名以上 非常勤 5名以上
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 0名 非常勤 0名

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

	供するゲービスの内容に サービス区分と種類	サービスの内容
		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画
訪問介護計画の作成		(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメ
が		ントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪
	소호 시 RL	問介護計画を作成します。
-	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	特段の専門的配慮 をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食(腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く))の調理を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
	移動·移乗介助	室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床·就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
身体介護	自立生活支援のた めの見守り的援助	○ ベッド上からポータブルトイレ等(いす)へ利用者が移乗助を 際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介かります。 ○ 認知症等の高齢者がリハビリパンツやパット交換を見守り・ 声かけを行い、1人で出来るだけ交換し後始末が出来るだけ交換します。 ○ 認知症等の高齢者に対して、ヘルパーが声かけと誘導で食事・水分摂取を支援します。 ○ 入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。)を行います。 ○ 入浴、更な等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声がけ、気分の確認などを含む。)を行います。 ○ 本側しないように側について歩きます。(介護のように見守り、もり中心で、事故がないように見守る。)の、ッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心で必要な時だけ介助)を行います。 ○ 本人が自らずに、側でり、服薬を促します。 ○ 本人が自らずに、側でり、服薬を保してゴミ出すのルールを理解してもらう又は思い出してもらうよう援助は行わずに、側のないますとしていまます。 ○ 認知症の高齢者の方と一緒に冷蔵庫の中の整理を行い、を促し、転倒予防等のための見守り・声かけを行いずにのいる。 ○ 認知症の高齢者に手助け及び見守り、表類の整理・被服のを促し、転倒予防等のための見守り、表類の整理・被服のを促し、転倒予防等のための見守り、表類の整理・被服の不必換、素理整頓。調理、配膳、後片付け(安全確認のをは、をはいました。
		声かけ、疲労の確認を含む。)を行います。 〇 車いす等での移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。

調理 利用者の食事の用意を行います。		利用者の食事の用意を行います。	
掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。		利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。	
洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行いま		洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について(R6.4 月~)

サービス内容	サービス時間	サービス単位	サービス利用料	利用者負担額
生活援助 2	20 分~44 分	179	1990 円	199 ⊣
生活援助 3	45 分~	220	2446 円	245 ⊨
身体介護 0	20 分未満	163	1813 円	181 ⊣
身体介護 1	30 分未満	244	2731 円	271 ⊢
身体介護 2	60 分未満	387	4303 円	440 ⊨

※上記、昼間での提供時間となっております。

	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から	午前8時から	午後 6 時から	午後 10 時から
	午前8時まで	午後6時まで	午後 10 時まで	午前 6 時まで
加 算	通常単位数の	通常単位数	通常単位数の	通常単位数の
	25%加算	加算なし	25%加算	50%加算

加算	利用料	利用者 負担額	算 定 回 数 等
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数 の 224/1000	左記の1割	基本サービス費に各種加算・減 算を加えた総単位数(所定単位 数)
初 回 加 算	2224 円	222 円	初回のみ
緊急時訪問介護加算	1112円	111円	1回当たり

介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行ないます。

- ※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員よるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。
- ※ 要介護度が4又は5の利用者の場合であって、通院等のための乗車又は降車の介助を行うことの 前後に連続して、相当の所要時間(20~30分程度以上)を要し、かつ手間のかかる身体介護を行 う場合には、「身体介護」の介護報酬を算定します。
 - 例えば、乗車の介助の前に連続して、寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合などです。
- ※ 要介護度が1から5の利用者であって、通院等のための乗車又は降車の介助の前後において、居 宅における外出に直接関係しない身体介護(例:入浴介助、食事介助など)に30分~1 時間以上を 要し、かつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったん お支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住 まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。
- ※ 介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価(2級地 11.12円)を含んでいます。
- ※ 緊急時訪問介護加算は利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等は居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。
- ※ 初回加算は新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、 サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に 同行訪問した場合に加算します。

◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

- (1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。
 - ①「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・ 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- 自家用車の洗車・清掃等

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される 行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- 犬の散歩等ペットの世話等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等
- (2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人(NPO法人)などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。
- (3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行います。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたしません。		
	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた 時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。		
	24 時間前までのご連絡の場合		キャンセル料は不要です
② キャンセル料	12 時間前までにご連絡の場合		1提供当りの料金の 50%を請求いたします。
	12 時間前までにご連絡のない場合		1提供当りの料金の 100%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。			キャンセル料は請求いたしません。
③ サービス提供に当り必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用		利用者(お客様)の別途負担となります。	
④ 通院・外出介助におけるヘルパーの公共交通 機関等の交通費		実費相:	当を請求いたします。

- ① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場 合)、その他の費用の請 求方法等
- ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他 の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計 金額により請求いたします。
- ィ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日 までに利用者あてお届け(郵送)します。
- ② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場 合)、その他の費用の支 払い方法等
- ァ サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控 えと内容を照合のうえ、請求月の 25 日までに、集金にお伺い いたします。
 - (ア)利用者指定口座からの自動振替
 - (イ)現金支払い
- イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領 収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。 (医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な 理由がないにもかかわらず、支払い期日から3月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内 に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくこ とがあります。
- 6 担当する訪問介護員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問介護員の変更を希望される場合 イ 連絡先 TELは、右のご相談担当者までご相談く 同 FAX ださい。 ウ 受付日及び

ア 相談担当者氏名 伏井 初美

イ 連絡先 TEL 06-4255-6167

同 FAX 06-4255-6168

|ウ 受付日及び受付時間 月曜日~日曜日

午前9時~午後6時

※ 担当する訪問介護員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問介護計画」は、利用者等の 心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます

(5) 訪問介護員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないます。実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	伏井 初美
虐待防止に関する担当者	伏井 初美

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (7) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (8) 虐待の防止のための指針を作成します。
- ※ 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の適正化の推進の為以下の取り組みに努めます。

- ア 利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。
- イ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに 緊急やむをえない理由を記録しなければならない。
- ウ 緊急時やむをえない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満た すことについて、組織としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行う事とし、 その具体的な内容について記録しておく事。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密
	その家族の秘密を保持させるため、従業者である期
	間及び従業者でなくなった後においても、その秘密
	を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容と
	します。

	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用い
② 個人情報の保護について	ません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む、)については、善良な管理者の注意をもって

- を含む。)については、善良な管理者の注意をもって 管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止 するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求め に応じてその内容を開示することとし、開示の結果、 情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、 遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲 内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写 料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

10 緊急時の対応について

① 対応方法:サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速や かに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連 絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利 用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を 速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	ニッセイ同和損害保険株式会社	
保険名	職業危険·賠償責任保険	
補償の概要	預かり品の破損・盗難・紛失、人格権侵害事故、純粋経済侵害事故	

12 身分証携行義務

訪問介護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求 められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通 じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利 用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問介護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービス の提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- ① 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

17 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

- 18 指定訪問介護サービス内容の見積もりについて
 - 〇 このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。
 - (1)サービス提供責任者(訪問介護計画を作成する者)

氏 名 伏井 初美 (連絡先:06-4255-6167)

(2)提供予定の指定訪問介護の内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

曜日	訪問時間帯	サービス 区分・種類	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者 負担額
月					円	円
火	9:20-10:20	身体 2	デイ送り出し	有	4303 円	440 円
水					円	円
木					円	円
金					円	円
土					円	円
日					円	円
1週当りの利用料、利用者負担額(見積もり)合計額		4303 円	440 円			

(3) その他の費用

①交通費の有無	重要事項説明書4一①、4一②記載のとおりです。
②キャンセル料	重要事項説明書4一②記載のとおりです。
③ サービス提供に当り必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	重要事項説明書4-③記載のとおりです。

(4) 1か月当りのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の費用 の合計)の目安

お支払い額の目安 (月に4回ご利用の場 合)	基本料 <u>1760 円</u> + 処遇改善加算 II <u>394 円</u>	= _2154円
------------------------------	--	----------

- ※ サービス開始(再開)月のみ初回加算(222円)が加算されます。
- ※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の 組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- ※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ア 提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための 窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - 管理者は、訪問介護員に事実関係の確認を行う。
 - 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
 - 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へかならず 対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する。)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 ヘルパーステーションそら 担当:伏井 初美	所 在 地 大阪市城東区関目 2 丁目 12 番 34 号 TEL 06-4255-6167 FAX 06-4255-6168 受付時間 午前 9 時~午後 6 時
【市町村(保険者)の窓口】 各区役所 保健福祉課	別紙参照
【市役所の窓口】 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 (指定・指導グループ)	大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331 電話:06-6241-6310 FAX:06-6241-6608 受付時間:午前9時~午後5時30分
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所 在 地 大阪市中央区常磐町 1-3-8 TEL 06-6949-5446 FAX 06-6949-5417 受付時間 午前 9 時~午後 5 時 30 分

19 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無				
実施した直近の年月日	年	月	日	
実施した評価機関の名称				
評価結果の開示状況				

20 重要事項説明の年月日

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第26号)」の規定に基づき、利用者に説明を行いました

この重要事項説明書の説明年月日	令和 7年	月	日
-----------------	-------	---	---

所 在 地	大阪市城東区関目2丁目12番34号
法人名	株式会社 アースシルバープランニング
代表者名	代表取締役 松崎 暁志 印
事業所名	ヘルパーステーション そら
説明者氏名	伏井 初美 印

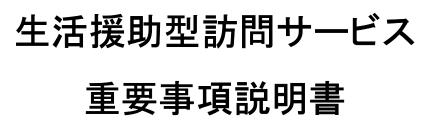
上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利田孝	住 所	大阪市城東区今福南 4-10-3-609
利用者	氏 名	

化 押 从	住 所	
10年入	氏 名	

【受付時間】午前9時~午後5時30分

A STATE OF THE ST			
各区保健福祉課	所在地	電話番号	FAX 番号
北 区	北区扇町2-1-27	6313-9882	6362-1099
都島区	都島区中野町5-15-21	6882-9882	6925-3972
福島区	福島区大開1-8-1	6464-9882	6462-4854
<u>此花区</u>	此花区春日出北1-8-4	6466-9882	6463-1606
<u>中央区</u>	中央区久太郎町1-2-27	6267-9882	6267-0998
西区	西区新町4-5-14	6532-9882	6532-6246
港 区	港区市岡1-15-25	6576-9882	6572-9514
大正区	大正区千島2-7-95	4394-9882	6554-7153
天王寺区	天王寺区真法院町20-33	6774-9882	6772-0308
浪速区_	浪速区敷津東1−4−20	6647-9882	6644-1937
西淀川区	大阪市西淀川区御幣島 1-2-10	6478-9882	6477-1649
<u>淀川区</u>	淀川区十三東2-3-3	6308-9882	6303-6745
東淀川区	東淀川区豊新2-1-4	4809-9882	6327-3462
東成区	東成区大今里西2-8-4	6977-9882	6972-2781
生野区	生野区勝山南3-1-19	6715-9882	6712-0652
旭区_	旭区大宮1-1-17	6957-9882	6954-9183
城東区	城東区中央3-5-45	6930-9882	6932-0979
鶴見区	鶴見区横堤5-4-19	6915-9882	6913-8140
阿倍野区	阿倍野区文の里1-1-40	6622-9882	6629-1349
住之江区	住之江区御崎3-1-17	6682-9882	6673-0220
住吉区	住吉区南住吉3-15-55	6694-9882	6694-6125
東住吉区	東住吉区東田辺1-13-4	4399-9882	6629-1265
平野区	平野区背戸口3-8-19	4302-9882	6702-4315
西成区	西成区岸里1-5-20	6659-9882	6659-9085





株式会社アースシルバープランニング

ヘルパーステーション そら

事業所番号 2774402354

TEL 06-4255-6167

大阪市城東区関目2-12-34

重要事項説明書 (生活援助型訪問サービス用)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定生活援助型訪問サービス について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。 わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市訪問型サービス(第1号訪問事業)の事業の 人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成29年4月1日)」の規定に基づ き、指定生活援助型訪問サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを 説明するものです。

1 指定生活援助型訪問サービスを提供する事業者について

事 業 者 名 称	株式会社 アースシルバープランニング
代表者氏名	代表取締役 松崎 暁志
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	大阪市城東区関目2丁目12番34号 TEL:06-4255-6167 / FAX:06-4255-6168
法人設立年月日	平成 22 年 7 月 20 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ヘルパーステーションそら
介護保険指定事業所番号	大阪市指定 2774402354
事業所所在地	大阪市城東区関目2丁目12番34号
連 絡 先	TEL: 06 - 4255 - 6167 / FAX: 06-4255-6168
相談担当者名	相談担当者:伏井 初美
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪市城東区・都島区・鶴見区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問介護事業「ヘルパーステーションそら」の円滑な運営を図ると共 に、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪 問介護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	事業者が実施する事業は利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように身体看護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。他、「大阪市訪問型サービス(第1号訪問事業)の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成29年4月1日)に定める内容を尊厳し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日~土曜日	*12月30日~1月3日を除く
営	業時	間	午前9時~午後6時	

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日~土曜日	*12月30日~1月3日を除く
サービス提供時間	午前9時~午後6時	:

(5) 事業所の職員体制

管理者

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	
訪問事業責任者	1 指定生活援助型訪問サービスの利用の申込みに係る調整を行います。 2 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 3 サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等と連携を図ります。 4 従事者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 5 従事者の業務の実施状況を把握します。 6 従事者の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 7 従事者に対する研修、技術指導等を実施します。 8 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービス提供日時、具体的なサービスの内容等を記載した生活援助型訪問サービス提供予定表を作成します。 9 生活援助型訪問サービス提供予定表の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 10 生活援助型訪問サービス提供予定表の内容について、利用者の同意を得たときは、生活援助型訪問サービス提供予定表を利用者に交付します。 11 生活援助型訪問サービス提供予定表に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告します。 12 サービス提供状況等を踏まえ、必要に応じて生活援助型訪問サー	常 勤 2名 非常勤 0名
	12 サービス提供状況等を踏まえ、必要に応じて生活援助型訪問サービス提供予定表の変更を行います。 13 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。	

従事者	 生活援助型訪問サービス提供予定表に基づき、日常生活を営むのに必要な生活援助のサービスを提供します。 訪問事業責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、訪問事業責任者に報告を行います。 訪問事業責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。 	常勤非常勤	1名6名
事務	第1号事業支給費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤	0名
事務職員	あ「万尹未又和貝寺の胡水争物及の週間建裕争物寺を1]いまり。	非常勤	0名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
生活援助型訪問サービス提供予定表の作成	利用者に係る介護予防支援事業者等が作成した介護予防サービス計画(ケアプラン)等に基づき、サービス提供日時、具体的なサービスの内容等を記載した生活援助型訪問サービス提供予定表を作成します。
買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
調理	利用者の食事の用意を行います。
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。

(2) 従事者の禁止行為

従事者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について(介護保険を適用する場合)

サービス 提供区分	生活援助型制制 週1回程度の利助 単位数	肋必要な場合	生活制型制制 週2回程度の利 (単位数	用が要な場合		サービス費(III) 利用が必要が場合 2,815)
	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
通常の場合 (月ごとの定額制)	9, 874 凡/月	988 円/月	19, 726 凡/月	1, 973 円/月	31, 302 円/月	3, 131 円/月
日割りとなる場合	322 円/日	33 円/日	644 円/日	65 円/日	1, 034 円/日	104 円/日

- ※ 「週〇回程度の利用が必要な場合」とあるのは、週当たりのサービス提供の頻度による 区分を示すものですが、提供月により月間のサービス提供日数が異なる場合であっても、 利用料及び利用者負担額は変動せず定額となります。
- ※ 利用者の体調不良や状態の改善等により生活援助型訪問サービス提供予定表に定めたサービス提供区分よりも利用が少なかった場合、又は生活援助型訪問サービス提供予定表に定めたサービス提供区分よりも多かった場合であっても、月の途中でのサービス提供区分の変更は行いません。なお、翌月のサービス提供区分については、利用者の新たな状態に応じた区分による生活援助型訪問サービス提供予定表を作成し、サービス提供を行うこととなります。
- ※ 月ごとの定額制となっていますが、以下の場合は、()内の日をもって日割り計算を行います。
 - 月途中からサービス利用を開始した場合(契約日)
 - 月途中でサービス利用を終了した場合(契約解除日)
 - 月途中に要介護から要支援に変更になった場合(変更日)
 - ・ 月途中に要支援から要介護に変更になった場合(変更日)
 - 同一市町村内で事業所を変更した場合(変更日)

	★1 加 算	利用料	利用者 負担額	算	定	回	数	等
要支援度による	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 224/1000	左記の1割	加えか	こ総単 ・ - ビス・	ス 費に 位数(j ベース) 草を除く	所定単 アップ ⁽	位数)

◎1 単位を 11.12 円として計算しています。

◇ 第1号事業支給費として不適切な事例への対応について

- (1) 次に掲げるように、第1号事業支給費として適切な範囲を逸脱していると考えられる サービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。
 - ① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- 自家用車の洗車・清掃等

② 「日常生活の援助」に該当しない行為

従事者が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される 行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等
- (2) 第1号事業支給費の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、介護予防支援事業者等又は市区町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人(NPO法人)などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。
- (3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、介護予防サービス計画等の策定段階における利用者の同意が必要となることから、介護予防支援事業者等に連絡し、介護予防サービス計画等の変更の援助を行います。
- 4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたしません。				
② サービス提供に当宅で使用する電気、力	iり必要となる利用者の居 ゴス、水道の費用	利用者(お客様)の別途負担となります。			
③ 通院・外出介助にお 機関等の交通費	おけるヘルパーの公共交通	実費を請求いたします。			

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

- ① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等
- ア 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びそ の他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごと の合計金額により請求いたします。
- イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届け(郵送)します。

② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等

- ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用 者控えと内容を照合のうえ、請求月の25日までに、下記 のいずれかの方法によりお支払い下さい。
 - (ア) 利用者指定口座からの自動振替
 - (イ) 現金支払い
- お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によら ず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお 願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となるこ とがあります。)
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3月以上遅延し、さらに支払いの督促 から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分 をお支払いいただくことがあります。
- 6 担当する訪問介護員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪 問介護員の変更を希望される場合 | イ 連絡先 TEL は、右のご相談担当者までご相談く ださい。

ア 相談担当者氏名 伏井 初美

06-4255-6167

同 FAX

06-4255-6168

ウ 受付日及び受付時間 月曜日~日曜日

午前9時~午後6時

※ 担当する訪問介護員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行います。 が、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承くださ い。

7 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要 支援認定の有無及び要支援認定の有効期間等)を確認させていただきます。被保険者の 住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請 が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援等が利用者に対して行われ ていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅 くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、 必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る介護予防支援事業者等が作成する「介護予防サービス計画(ケアプラン)」 等に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、サービス提供日時、具体的なサービス の内容等を記載した「生活援助型訪問サービス計画書」を作成します。なお、作成した 「生活援助型訪問サービス計画書」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意 を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「生活援助型訪問サービス計画書」に基づいて行います。なお、「生活援 助型訪問サービス計画書」は、サービス提供状況等を踏まえ、必要に応じて変更するこ とができます。

(5) 従事者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 伏井 初美
虐待防止に関する担当者	管理者 伏井 初美

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
② 個人情報の保護について	ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

ウ	事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
	となります。)

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治 の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも 連絡します。

24,000,0			
主治医	病 院 名		
	主治医氏名		
	連絡先		
ご家族 緊急連絡先	氏名	(続柄:)
	連絡先		
	氏名	(続柄:)
	連絡先		
主治医・ご家族などへの連絡基準			

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定生活援助型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等(地域包括支援センターより介護予防支援等の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。)に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定生活援助型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	ニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	職業危険•賠償責任保険
補償の概要	預かり品の破損・盗難・紛失、人格権侵害事故、純粋経済侵害事故

12 身分証携行義務

従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定生活援助型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 介護予防支援事業者等との連携

- (1) 指定生活援助型訪問サービスの提供に当たり、介護予防支援事業者等及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「生活援助型訪問サービス計画書」の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者等に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに介護予防支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- (1) 指定生活援助型訪問サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等について記録を行い、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 上記のサービス提供記録は、提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

17 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18 指定生活援助型訪問サービスのサービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの介護予防サービス計画等に沿って、事前にお 伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。
- (1) サービス提供責任者(介護予防型訪問サービス計画を作成する者) 氏 名 伏井 初美 (連絡先:06-4255-6167)

(2) 提供予定の指定生活援助型訪問サービスの内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料(月額)	利用者 負担額 (月額)
月					
火					
水					
木	11 : 15–12 : 00	掃除	有	9, 874 円	988 円
金					
土					
日					

(3) その他の費用

① 交通費の有無	重要事項説明書4一①記載のとおりです。
② サービス提供に当たり必要となる利用者 の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	重要事項説明書4一②記載のとおりです。
③ 通院・外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費	重要事項説明書4一③記載のとおりです。

(4) 1ヶ月当たりのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の費用の合計)の目安

お支払い額の目安 基本料 988 円 + 処遇改善加算 211 円 1, 209 円

- ※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- ※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。
- 19 サービス提供に関する相談、苦情について
 - (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ① 提供した指定介護予防型訪問サービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 〇 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に対応するため必要に応じ訪問 を実施し状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - 管理者は、訪問介護員に事実関係の確認を行う。
 - 相談担当者は把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
 - 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する。)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 ヘルパーステーションそら 担当:伏井 初美	所 在 地 大阪市城東区関目 2 丁目 12 番 34 号 TEL 06-4255-6167 FAX 06-4255-6168 受付時間 午前 9 時~午後 6 時
【区役所(保険者)の窓口】	※別紙参照
【市役所の窓口】	大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331
大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課	電話:06-6241-6310 FAX:06-6241-6608
(指定・指導グループ)	受付時間:午前9時~午後5時30分
【大阪市の窓口】	大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331
大阪市福祉局高齢施策部介護保険課	電話:06-6241-6310 FAX:06-6241-6608
(指定・指導グループ)	受付時間:午前9時~午後5時30分

20 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無				
実施した直近の年月日	年	月	日	
実施した評価機関の名称				
評価結果の開示状況				

21 重要事項説明の年月日

上記内容について、「大阪市訪問型サービス(第1号訪問事業)の事業の人員、設備 及び運営に関する基準を定める要綱(平成29年4月1日)」の規定に基づき、利用者 に説明を行いました。

重要事項説明書の説明年月日	令和 7年	月	日	
---------------	-------	---	---	--

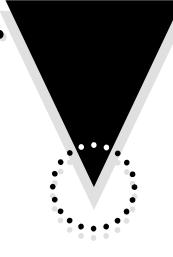
	所 在 地	大阪市城東区関目 2 丁目 12 番 34 号
事	法人名	株式会社 アースシルバープランニング
業	代表者名	代表取締役 松崎 暁志 印
者	事業所名	ヘルパーステーションそら
	説明者氏名	伏井 初美 印

事業者から上記内容の説明を確かに受けました。

利用者	住	所	大阪市城東区今福南 4-11-2-414
作用相	氏	名	
代 押人	住	所	
10座人	氏	名	

各区役所保健福祉課 連絡先一覧 【受付時間】午前9時~午後5時30分

各区保健福祉課	所在地	電話番号	FAX 番号	
北 区	北区扇町2-1-27	6313-9882	6362-1099	
<u>都島区</u>	都島区中野町5-15-21	6882-9882	6925-3972	
福島区	福島区大開1-8-1	6464-9882	6462-4854	
<u>此花区</u>	此花区春日出北1-8-4	6466-9882	6463-1606	
<u>中央区</u>	中央区久太郎町1-2-27	6267-9882	6267-0998	
西区	西区新町4-5-14	6532-9882	6532-6246	
港 区	港区市岡1-15-25	6576-9882	6572-9514	
大正区	大正区千島2-7-95	4394-9882	6554-7153	
天王寺区	天王寺区真法院町20-33	6774-9882	6772-0308	
浪速区_	浪速区敷津東1-4-20	6647-9882	6644-1937	
西淀川区	大阪市西淀川区御幣島 1-2-10	6478-9882	6477–1649	
淀川区	淀川区十三東2-3-3	6308-9882	6303-6745	
東淀川区	東淀川区豊新2-1-4	4809-9882	6327-3462	
東成区	東成区大今里西2-8-4	6977-9882	6972-2781	
生野区	生野区勝山南3-1-19	6715-9882	6712-0652	
旭区	旭区大宮1-1-17	6957-9882	6954-9183	
城東区	城東区中央3-5-45	6930-9882	6932-0979	
鶴見区	鶴見区横堤5-4-19	6915-9882	6913-8140	
阿倍野区	阿倍野区文の里1-1-40	6622-9882	6629-1349	
住之江区	住之江区御崎3-1-17	6682-9882	6673-0220	
住吉区	住吉区南住吉3-15-55	6694-9882	6694-6125	
東住吉区_	東住吉区東田辺1-13-4	4399-9882	6629-1265	
平野区	平野区背戸口3-8-19	4302-9882	6702-4315	
西成区	西成区岸里1-5-20	6659-9882	6659-9085	



重度訪問介護サービス

重要事項説明書



株式会社アースシルバープランニング

ヘルハ°ーステーション そら

TEL 06-4255-6167

大阪市城東区関目 2-12-34

重要事項説明書(重度訪問介護用)

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び大阪市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪市条例第107号)第9条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 重度訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 アースシルバープランニング
代表者氏名	代表取締役 松崎 暁志
本社所在地	大阪市城東区関目 2-12-34
(連絡先)	TEL: 06-4255-6167 FAX: 06-4255-6168
設立年月日	平成 22 年 7 月 20 日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ヘルパーステーション そら
	身体障がい者
	知的障がい者
サービスの	精神障がい者
主たる対象者	難病等対象者
	障がい児(18 歳未満の身体障がい者及び 18 歳未満の知的障がい者)
大阪市指定	手中 10.714400000 日 (東京 02.75 日 1.日本中)
事業所番号	重度訪問 2714400880 号 (平成 23 年 5 月 1 日指定)
	大阪市城東区関目 2-12-34
	TEL:06-4255-6167 / FAX:06-4255-6168
連絡先 相談担当者名	相談担当者:伏井 初美
事業所の通常の 事業実施地域	大阪市城東区・鶴見区・都島区
	居宅介護 2714400880 号 (平成 23 年 5 月 1 日指定)
事業所が行なう	同行援護 2714400880 号 (平成 25 年 11 月 1 日指定)
他の指定障がい福祉サービス	移動支援事業(大阪市) 2764400525 号(平成 23 年 12 月 1 日指定)
福祉/ こハ	移動支援事業(尼崎市) 2764400889 号(令和5年5月1日指定)

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	^ルパーステーションそらの円滑な運営を図ると共に、利用者等の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な指定重度訪問介護の提供を確保することを目的とする。
運 営 方 針	事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、身体介護・生活援助及び生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日から土曜日 ※12月30日から1月3日を除く
営	業時	間	午前9時から午後6時

(4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日 ※12月30日から1月3日を除く
サービス提供時間	午前9時~午後6時

(5)事業所の職員体制

事業所の管理者 伏井 初美

職種	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 1 (サービ ス提供責 任 務)

サービス提供責任者	 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障がい福祉サービスが適切に行われるようアセスメントを実施し、援助の目標を達成するための手順と所要時間を明確にした手順書を作成します。 利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した重度訪問介護計画を作成します。 利用者及びその同居の家族に重度訪問介護計画の内容を説明し、同意を得て交付します。 重度訪問介護計画の実施状況の把握を行ない、必要に応じて重度訪問介護計画の変更を行います。 指定重度訪問介護事業所に対する指定重度訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。 重度訪問介護従業者(以下ヘルパーという)等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 ヘルパーに対して、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 	常 2 2 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
ヘルパー	1 重度訪問介護計画に基づき、重度訪問介護サービスを提供します。2 サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。	非常勤 4 人
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 り り ま常勤 り 人

- 3 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について
- (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
重度訪問介護計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の 目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成 し、この手順書をもとに重度訪問介護計画を作成します。
重度訪問介護サービス の提供	入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。また、病院、診療所、老人保健施設等、介護医療院(以下、病院等という)に入院、入所中に意思疎通の支援その他必要な支援を行います。

(2) ヘルパーの禁止行為

ヘルパーはサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

- ④利用者の同居家族に対するサービス
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス (大掃除、庭掃除など)
- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為 (利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑 行為
- (3) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。利用者の方には、所得区分ごとの負担上限額に応じて、原則として利用料の1割を利用者負担額として負担していただくことになります。

* 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

上限負担月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

利用料金の目安は、次表のとおりです(H30.4~)。

1 時間未満 1 時間 30 分未満		1 時間 30 分以上 2 時間未満		2 時間以上 2 時間 30 分未満			
利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料利用指負担額		利用料	利用者負担額
2017円	202 円	3463 円	346 円	4625 円	463 円	5776 円	578 円
2 時間 30 分以上 3 時間以上 3 時間未満 3 時間 30 分未満		3 時間 3 4 時間	0 分以上 『未満				
利用料	利用者負担額	利用料	利用料	利用料	利用者負担額		
6938 円	694 円	8078 円	808 円	9239 円	924 円		
	4 時間以上	8 時間未満			8 時間以上	12 時間未満	i
利月	用料	利用者	負担額	利用料		利用者負担額	
	詩間まで)に	924 円に		16386円(8時間まで)に		1639 円に	
	30 分増すごとに 30 分増すごとに		30 分増すごとに +1074 円		30 分增 3		
T 10	+1074円 +94円						
12 時間以上 16 時間未満			1	6 時間以上	20 時間未満		
利月	利用料		負担額	利月	月料	利用者	負担額
	引(12時間まで) 2379円に		30864円 (16 時間まで)		3087円に		
に 30 分増すごとに 30 分増すごとに 1000 円 101 円		に 30 分増すごとに 30 分増すごとに +1085 円 +109 円					
+1008円 +101円		+10	99 H	+10	19 17		
20 時間以上 24 時間未満							
利用料利用者負担額							
38339 円 (20 時間まで) 3834 円に							
	針ごとに Oo m	30 分增 3					
+10	08 円	+10	יי ויי				

【利用料の計算】

※1ヶ月の合計単位に福祉・介護職員処遇改善加算 I (0.200) と地域別加算[10.96] を乗じて算定します。上記目安の利用料金は地域別加算のみ乗じています。

- ※ 重度障がい者等包括支援の対象となる心身の状態にあれば、上記単価に 100 分の 15、 障がい程度区分 6 に該当されれば、100 分 75 が加算されます。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、重度訪問介護 計画に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提 供に要した時間が大幅に異なる場合は、重度訪問介護計画の見直しを行ないます。
- ※ サービス提供を行う手順書等により、市町村が2人派遣を認めた場合は、利用者の 同意のもとヘルパー2人を同時派遣しますが、その場合の費用は2人分となり、利用 者負担額も2倍になります。
- ※ 利用者の体調等の理由で重度訪問介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額を一旦お支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

【加算項目】

① サービス提供の時間帯により下表のとおり料金が加算されます。(円未満の端数は四捨 五入)

提供時間帯名	早朝	昼 間	夜 間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで
加算割合	100 分の 25		100 分の 25	100 分の 50

② 事業所のとっている体制又は、対応の内容等により、下表のとおり料金が加算されます。(円未満の端数は四捨五入)

加算項目	利用料	利用者 負担額	算定回数等
福祉·介護職員処遇改善 加算 (I)	所定単位数の 200/1000	左記の1割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数(所定単位数) ※福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く。
福祉等・介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 45/1000	左記の1割	基本サービス費に各種加算・減算を加え た総単位数(所定単位数) ※福祉・介護職員処遇改善加算を除く。

緊急時対応加算	1, 096 円	110円	身体介護又は通院等介助(身体介護を伴う場合)に限る。 1回の要請につき1回、利用者1人に対し1月に2回を限度とする
初 回 加 算	2, 192 円	220 円	初回月、1回のみ
	1,096円	110円	外出時間が1時間未満の場合
	1, 370 円	137 円	外出時間が1時間以上 1時間30分未満の場合
移動介護加算	1, 644 円	165 円	外出時間が 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合
	1, 918 円	192 円	外出時間が2時間以上 2時間30分未満の場合
	2, 192 円	220 円	外出時間が 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合
	2, 740 円	274 円	外出時間が3時間以上の場合

- ※ 緊急時対応加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が 重度訪問介護計画の変更を行い、ヘルパーが重度訪問介護計画において計画的に訪問す ることとなっていないサービスを緊急に行った場合に加算します。
- ※ 初回加算は、新規に重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回のサービス提供と同月内に、サービス提供責任者が、自らサービス提供を行う場合又は他のヘルパーがサービス提供を行う際に同行した場合に加算します。
- ※ 特別地域加算は、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、サービス提供を行った場合に加算します。

なお、本加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った際にいただくことになっている交通費は徴収しません。

お住まいの場所が、対象地域に当たるかどうかは、受給者証に記載されています。

③ 利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,644円	165 円	1月あたり

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規定の定 めに基づき、交通費の実費を請求いたしません。
②キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。

	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	10 吐眼並士でにご演然の担合	1提供あたりの利用料の
	12 時間前までにご連絡の場合 	50%を請求いたします。
		1提供あたりの利用料の
	12 時間前までにご連絡のない場合	100%を請求いたします。

※ただし、利用者の病変、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

③ サービス提供にあたり必要となる利用者 | 利用者(お客様)の別途負担 の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用

となります。

④通院介助等におけるヘルパーの公共交通機関等 の交通費

5 利用者負担額及びその他の費用の請求の支払い方法について

利用者負担額そ の他の費用の支 払い方法につい て

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の 翌月 15 日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記 録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法に よりお支払い下さい。

(ア)現金支払い

(イ)利用者指定口座からの自動振替

お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお 願いします。

また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知 をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期 日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契 約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことがあります。

6 担当ヘルパーの変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当 ア 相談担当者氏名 ヘルパーの変更を希望され る場合は、右のご相談担当者 までご相談ください。

伏井 初美 イ 連絡先電話番号 06-4255-6167

06-4255-6168 同 ファックス番号

ウ 受付日および受付時間 月~日 9:00~18:00

※ 担当ヘルパーの変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、当事 業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承くださ い。

7 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担

上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合 は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 重度訪問介護計画の作成

確認した支給内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「重度訪問介護計画」を作成します。作成した「重度訪問介護計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

サービスの提供は「重度訪問介護計画」にもとづいて行ないます。実施に関する指示 や命令はすべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時 の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

(3) 重度訪問介護計画の変更等

「重度訪問介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に 応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能 日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(4) 担当ヘルパーの決定等

サービス提供時に、担当のヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のヘルパーや訪問するヘルパーが交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。利用者から特定のヘルパーを指名することはできませんが、ヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(5) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。また、ヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 伏井 初美

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びそ の家族に関す る秘密の保持 について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び 厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのた めのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- 〇 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス 提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三 者に漏らしません。
- 〇 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- 〇事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

②個人情報の保 護について

- 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当 者会議で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情 報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の 家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、 他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。
- 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

10 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、 下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行い ます。

連絡先: 名前	様	電話番号	
対応可能時間	~		

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する重度訪問介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、 利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する重度訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村の窓口

(市町村連絡先) 大阪市福祉局障がい施策部運営指導課 06-6241-6527

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 ニッセイ同和損害保険株式会社

保険名 職業危険・賠償責任保険

補償の概要 預かり品の破損・盗難・紛失、人格権侵害事故、純粋経済侵害事故

12 身分証携行義務

重度訪問介護従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の 家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定重度訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、 他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 連絡調整に対する協力

重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の利用について市町村又は相談支援事業を 行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

15 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定重度訪問介護の提供に当り、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保 健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

16 サービス提供の記録

- ① 指定重度訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定重度訪問介護の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。 (複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)
- 17 指定重度訪問介護サービス内容の見積もりについて 契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

18 苦情解決の体制及び手順

(ア) 提供した指定重度訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(次ページに示す【事業者の窓口】のとおり) 本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

第三者委員氏名・連絡先

- (イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ① 提供した指定居宅介護及び重度訪問介護に係る利用者等からの相談及び苦情を受け付ける為の窓口を設置します。(下記に示す【苦情申立の窓口】の通り
 - ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応する為の手順は以下のとおりとします。
 - ア) 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に 応じ訪問を実施し状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - イ) 管理者は、訪問介護員に事実関係の確認を行う。
 - ウ) 相談担当者は、把握した状況をスタッフと共に検討を行い、時下の対応を 決定する。

エ)対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利 用者へかならず対応方法を含めた結果報告を行う。

※時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する。

【事業者の窓口】 ヘルパーステーションそら	所 在 地 大阪市城東区関目 2-12-34 電話番号 06-4255-6167 ファックス 06-4255-6168 受付時間 午前 9 時~午後 6 時 月~日
【市町村の窓口】 利用者の居宅がある市町村 (広域連合)の担当部署	「◎障害福祉課連絡先一覧」を参照下さい。
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	所 在 地 大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内 電話番号 06-6191-3130 ファックス番号 06-6191-5660 受付時間 月〜金曜日(祝日を除く) 午前 10 時〜午後 4 時

19 第三者評価の実施状況

実施している			実施していない	
【実施日: 年 【結果の開示状況:	月	日】	【評価機関名:]

20 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	令和	年	月	В	
7 ころほぼ開始が可能な千万日	11 4.11	+	73	н	

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	会π	任	В	
この里安争垻説明書の説明年月日	节和	'T	Я	

上記内容について、大阪市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪市条例第107号)第9条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	所 在 地	大阪市城東区関目 2-12-34			
事	法人名	株式会社 アースシルバー	プランニ	ング	
業	代表者名	代表取締役 松	崎 暁志	印	
者	事業所名	ヘルパーステーション そ	6		
	説明者氏名	伏	:井 初美	£П	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

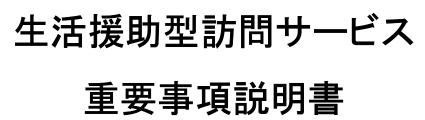
7.1 FT +7	住	所	
利用者	氏	名	印

/b.zm. /	住	所	
代埋人	氏	名	印

◎障害福祉課連絡先一覧

【受付時間】午前9時~午後5時30分

		-	
			電話番号
自治体名	担当部署	住所	上段:電話番号
			下段:FAX 番号
大阪市	障がい者施策部	541-0055	06-6241-6520
福祉局	運営指導部	大阪市中央区船場中央 3-1-7-331	06-6208-6608
大阪市	保健福祉課	534-8501	06-6882-9857
都島区		大阪市都島区中野町 2-16-20	06-6352-4584
大阪市	保健福祉課	556-8501	06-6647-9897
浪速区		大阪市浪速区敷津東 1-4-20	06-6644-1937
大阪市	保健福祉課	537-8501	06-6977-9857
東成区		大阪市東成区大今里西 2-8-4	06-6972-2781
大阪市	保健福祉課	544-8501	06-6715-9857
生野区		大阪市生野区勝山南 3-1-19	06-6715-9967
大阪市	保健福祉課	535-8501	06-6957-9857
旭区		大阪市旭区大宮 1-1-17	06-6952-3247
大阪市	保健福祉課	536-8501	06-6930-9857
城東区		大阪市城東区中央 3-5-45	050-3535-8688
大阪市	保健福祉課	545-8501	06-6622-9857
阿倍野区		大阪市阿倍野区文の里 1-1-40	06-6629-1349
大阪市	保健福祉課	557–8501	06-6659-9857
西成区		大阪市西成区岸里 1-5-20	06-6659-9468
大阪市	保健福祉課	538-8510	06-6915-9857
鶴見区		大阪市鶴見区横堤 5-4-19	06-6913-6235
大阪市	保健福祉課	559-8601	06-6682-9857
住之江区		大阪市住之江区御崎 3-1-17	06-6686-2040
大阪市	福祉課	530-8401	06-6313-9857
北区		大阪市北区扇町 2-1-27	06-6313-9905
大阪市	保健福祉課	541-8518	06-6267-9857
中央区		大阪市中央区久太郎町 1-2-27	06-6264-8285





株式会社アースシルバープランニング

ヘルパーステーション そら

事業所番号 2774402354

TEL 06-4255-6167

大阪市城東区関目2-12-34

重要事項説明書 (生活援助型訪問サービス用)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定生活援助型訪問サービス について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。 わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市訪問型サービス(第1号訪問事業)の事業の 人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成29年4月1日)」の規定に基づ き、指定生活援助型訪問サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを 説明するものです。

1 指定生活援助型訪問サービスを提供する事業者について

事 業 者 名 称	株式会社 アースシルバープランニング
代表者氏名	代表取締役 松崎 暁志
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	大阪市城東区関目2丁目12番34号 TEL:06-4255-6167 / FAX:06-4255-6168
法人設立年月日 平成 22 年 7 月 20 日	

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ヘルパーステーションそら
介護保険指定事業所番号	大阪市指定 2774402354
事業所所在地	大阪市城東区関目2丁目12番34号
連 絡 先	TEL: 06 - 4255 - 6167 / FAX: 06-4255-6168
相談担当者名	相談担当者:伏井 初美
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪市城東区・都島区・鶴見区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問介護事業「ヘルパーステーションそら」の円滑な運営を図ると共 に、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪 問介護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	事業者が実施する事業は利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように身体看護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。他、「大阪市訪問型サービス(第1号訪問事業)の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成29年4月1日)に定める内容を尊厳し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日~土曜日	*12月30日~1月3日を除く
営	業時	間	午前9時~午後6時	

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日~土曜日	*12月30日~1月3日を除く	
サービス提供時間	午前9時~午後6時		

(5) 事業所の職員体制

管理者

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	
訪問事業責任者	1 指定生活援助型訪問サービスの利用の申込みに係る調整を行います。 2 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 3 サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等と連携を図ります。 4 従事者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 5 従事者の業務の実施状況を把握します。 6 従事者の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 7 従事者に対する研修、技術指導等を実施します。 8 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービス提供日時、具体的なサービスの内容等を記載した生活援助型訪問サービス提供予定表を作成します。 9 生活援助型訪問サービス提供予定表の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 10 生活援助型訪問サービス提供予定表の内容について、利用者の同意を得たときは、生活援助型訪問サービス提供予定表を利用者に交付します。 11 生活援助型訪問サービス提供予定表に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告します。 12 サービス提供状況等を踏まえ、必要に応じて生活援助型訪問サー	常 勤 2名 非常勤 0名
	12 サービス提供状況等を踏まえ、必要に応じて生活援助型訪問サービス提供予定表の変更を行います。 13 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。	

従事者	 生活援助型訪問サービス提供予定表に基づき、日常生活を営むのに必要な生活援助のサービスを提供します。 訪問事業責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、訪問事業責任者に報告を行います。 訪問事業責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。 	常勤非常勤	1名6名
事務	第1号事業支給費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤	0名
事務職員	あ「万尹未又和貝寺の胡水争物及の通信建裕争物寺を1]いまり。	非常勤	0名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
生活援助型訪問サービス提供予定表の作成	利用者に係る介護予防支援事業者等が作成した介護予防サービス計画(ケアプラン)等に基づき、サービス提供日時、具体的なサービスの内容等を記載した生活援助型訪問サービス提供予定表を作成します。
買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
調理	利用者の食事の用意を行います。
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。

(2) 従事者の禁止行為

従事者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について(介護保険を適用する場合)

サービス	週1回程度の利用	生活親が型が出サービス費(I) 週1回程度の利用が必要が場合 (単位数 888)		生活親近時間サービス費(II) 週2回程度の利用が必要な場合 (単位数 1,774)		生活親が延期間サービス費(Ⅲ) 週2回を超える利用が必要が場合 (単3数 2,815)		
提供区分	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額		
通常の場合 (月ごとの定額制)	9, 874 凡/月	988 円/月	19, 726 凡/月	1, 973 円/月	31, 302 円/月	3, 131 円/月		
日割りとなる場合	322 円/日	33 円/日	644 円/日	65 円/日	1, 034 円/日	104 円/日		

- ※ 「週〇回程度の利用が必要な場合」とあるのは、週当たりのサービス提供の頻度による 区分を示すものですが、提供月により月間のサービス提供日数が異なる場合であっても、 利用料及び利用者負担額は変動せず定額となります。
- ※ 利用者の体調不良や状態の改善等により生活援助型訪問サービス提供予定表に定めたサービス提供区分よりも利用が少なかった場合、又は生活援助型訪問サービス提供予定表に定めたサービス提供区分よりも多かった場合であっても、月の途中でのサービス提供区分の変更は行いません。なお、翌月のサービス提供区分については、利用者の新たな状態に応じた区分による生活援助型訪問サービス提供予定表を作成し、サービス提供を行うこととなります。
- ※ 月ごとの定額制となっていますが、以下の場合は、()内の日をもって日割り計算を行います。
 - 月途中からサービス利用を開始した場合(契約日)
 - 月途中でサービス利用を終了した場合(契約解除日)
 - 月途中に要介護から要支援に変更になった場合(変更日)
 - ・ 月途中に要支援から要介護に変更になった場合(変更日)
 - 同一市町村内で事業所を変更した場合(変更日)

	★1 加 算	利用料	利用者 負担額	算	定	回	数	等
要支援度による	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 224/1000	左記の1割	加えか	こ総単 ・ - ビス・	ス 費に 位数(j ベース) 草を除く	所定単 アップ ⁽	位数)

◎1 単位を 11.12 円として計算しています。

◇ 第1号事業支給費として不適切な事例への対応について

- (1) 次に掲げるように、第1号事業支給費として適切な範囲を逸脱していると考えられる サービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。
 - ① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- 自家用車の洗車・清掃等

② 「日常生活の援助」に該当しない行為

従事者が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される 行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等
- (2) 第1号事業支給費の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、介護予防支援事業者等又は市区町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人(NPO法人)などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。
- (3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、介護予防サービス計画等の策定段階における利用者の同意が必要となることから、介護予防支援事業者等に連絡し、介護予防サービス計画等の変更の援助を行います。
- 4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたしません。		
② サービス提供に当宅で使用する電気、力	iり必要となる利用者の居 ゴス、水道の費用	利用者(お客様)の別途負担となります。	
③ 通院・外出介助におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費		実費を請求いたします。	

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

- ① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等
- ア 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びそ の他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごと の合計金額により請求いたします。
- イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届け(郵送)します。

② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等

- ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用 者控えと内容を照合のうえ、請求月の25日までに、下記 のいずれかの方法によりお支払い下さい。
 - (ア) 利用者指定口座からの自動振替
 - (イ) 現金支払い
- お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によら ず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお 願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となるこ とがあります。)
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3月以上遅延し、さらに支払いの督促 から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分 をお支払いいただくことがあります。
- 6 担当する訪問介護員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪 問介護員の変更を希望される場合 | イ 連絡先 TEL は、右のご相談担当者までご相談く ださい。

ア 相談担当者氏名 伏井 初美

06-4255-6167

同 FAX

06-4255-6168

ウ 受付日及び受付時間 月曜日~日曜日

午前9時~午後6時

※ 担当する訪問介護員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行います。 が、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承くださ い。

7 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要 支援認定の有無及び要支援認定の有効期間等)を確認させていただきます。被保険者の 住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請 が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援等が利用者に対して行われ ていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅 くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、 必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る介護予防支援事業者等が作成する「介護予防サービス計画(ケアプラン)」 等に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、サービス提供日時、具体的なサービス の内容等を記載した「生活援助型訪問サービス計画書」を作成します。なお、作成した 「生活援助型訪問サービス計画書」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意 を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「生活援助型訪問サービス計画書」に基づいて行います。なお、「生活援 助型訪問サービス計画書」は、サービス提供状況等を踏まえ、必要に応じて変更するこ とができます。

(5) 従事者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 伏井 初美
虐待防止に関する担当者	管理者 伏井 初美

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
② 個人情報の保護について	ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

ウ	事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
	となります。)

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治 の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも 連絡します。

	病 院 名		
主治医	主治医氏名		
	連絡先		
ご家族	氏名	(続柄:)
こ多浜	連絡先		
57 <i>年、</i> 士 <i>4</i> 8 4	氏名	(続柄:)
緊急連絡先	連絡先		
主治医・ご家族などへの連絡基準			

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定生活援助型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等(地域包括支援センターより介護予防支援等の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。)に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定生活援助型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	ニッセイ同和損害保険株式会社	
保険名	職業危険•賠償責任保険	
補償の概要	預かり品の破損・盗難・紛失、人格権侵害事故、純粋経済侵害事故	

12 身分証携行義務

従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定生活援助型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 介護予防支援事業者等との連携

- (1) 指定生活援助型訪問サービスの提供に当たり、介護予防支援事業者等及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「生活援助型訪問サービス計画書」の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者等に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに介護予防支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- (1) 指定生活援助型訪問サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等について記録を行い、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 上記のサービス提供記録は、提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

17 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18 指定生活援助型訪問サービスのサービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの介護予防サービス計画等に沿って、事前にお 伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。
- (1) サービス提供責任者(介護予防型訪問サービス計画を作成する者) 氏 名 伏井 初美 (連絡先:06-4255-6167)

(2) 提供予定の指定生活援助型訪問サービスの内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料(月額)	利用者 負担額 (月額)
月					
火					
水					
木	11 : 15–12 : 00	掃除	有	9, 874 円	988 円
金					
土					
日					

(3) その他の費用

① 交通費の有無	重要事項説明書4一①記載のとおりです。
② サービス提供に当たり必要となる利用者 の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	重要事項説明書4一②記載のとおりです。
③ 通院・外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費	重要事項説明書4一③記載のとおりです。

(4) 1ヶ月当たりのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の費用の合計)の目安

お支払い額の目安 基本料 988 円 + 処遇改善加算 211 円 1, 209 円

- ※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- ※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。
- 19 サービス提供に関する相談、苦情について
 - (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ① 提供した指定介護予防型訪問サービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 〇 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に対応するため必要に応じ訪問 を実施し状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - 管理者は、訪問介護員に事実関係の確認を行う。
 - 相談担当者は把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
 - 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する。)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 ヘルパーステーションそら 担当:伏井 初美	所 在 地 大阪市城東区関目 2 丁目 12 番 34 号 TEL 06-4255-6167 FAX 06-4255-6168 受付時間 午前 9 時~午後 6 時
【区役所(保険者)の窓口】	※別紙参照
【市役所の窓口】	大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331
大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課	電話:06-6241-6310 FAX:06-6241-6608
(指定・指導グループ)	受付時間:午前9時~午後5時30分
【大阪市の窓口】	大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331
大阪市福祉局高齢施策部介護保険課	電話:06-6241-6310 FAX:06-6241-6608
(指定・指導グループ)	受付時間:午前9時~午後5時30分

20 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無				
実施した直近の年月日	年	月	日	
実施した評価機関の名称				
評価結果の開示状況				

21 重要事項説明の年月日

上記内容について、「大阪市訪問型サービス(第1号訪問事業)の事業の人員、設備 及び運営に関する基準を定める要綱(平成29年4月1日)」の規定に基づき、利用者 に説明を行いました。

重要事項説明書の説明年月日	令和 7年	月	日	
---------------	-------	---	---	--

	所 在 地	大阪市城東区関目 2 丁目 12 番 34 号		
事	法人名	株式会社 アースシルバープランニング		
業	代表者名	代表取締役 松崎 暁志 印		
者	事業所名	ヘルパーステーションそら		
	説明者氏名	伏井 初美 印		

事業者から上記内容の説明を確かに受けました。

利用者	住	所	大阪市城東区今福南 4-11-2-414
1	氏	名	
代 押人	住	所	
10座人	氏	名	

各区役所保健福祉課 連絡先一覧 【受付時間】午前9時~午後5時30分

—————————————————————————————————————						
各区保健福祉課	所在地	電話番号	FAX 番号			
北 区	北区扇町2-1-27	6313-9882	6362-1099			
都島区	都島区中野町5-15-21	6882-9882	6925-3972			
福島区	福島区大開1-8-1	6464-9882	6462-4854			
<u>此花区</u>	此花区春日出北1-8-4	6466-9882	6463-1606			
中央区	中央区久太郎町1-2-27	6267-9882	6267-0998			
西区	西区新町4-5-14	6532-9882	6532-6246			
港 区	港区市岡1-15-25	6576-9882	6572-9514			
大正区	大正区千島2-7-95	4394-9882	6554-7153			
天王寺区	天王寺区真法院町20-33	6774-9882	6772-0308			
浪速区_	浪速区敷津東1-4-20	6647-9882	6644-1937			
西淀川区	大阪市西淀川区御幣島 1-2-10	6478-9882	6477-1649			
淀川区	淀川区十三東2-3-3	6308-9882	6303-6745			
東淀川区	東淀川区豊新2-1-4	4809-9882	6327-3462			
東成区	東成区大今里西2-8-4	6977-9882	6972-2781			
生野区	生野区勝山南3-1-19	6715-9882	6712-0652			
旭区	旭区大宮1-1-17	6957-9882	6954-9183			
城東区	城東区中央3-5-45	6930-9882	6932-0979			
鶴見区	鶴見区横堤5-4-19	6915-9882	6913-8140			
阿倍野区	阿倍野区文の里1-1-40	6622-9882	6629-1349			
住之江区	住之江区御崎3-1-17	6682-9882	6673-0220			
住吉区	住吉区南住吉3-15-55	6694-9882	6694-6125			
東住吉区	東住吉区東田辺1-13-4	4399-9882	6629-1265			
平野区	平野区背戸口3-8-19	4302-9882	6702-4315			
西成区	西成区岸里1-5-20	6659-9882	6659-9085			